

(新)

別表第1

補助対象事業及び補助限度額への加算の要件

1 定義 省略

2 ステップアップ事業

(1) トライアル分：次の要件を全て満たすこと

(2) 通常分：次の要件のうち1～5を満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	事業実施主体としての体制が整っていること	事業の実施主体（責任主体）が明確であること
2	事業のサポート体制が整っていること	事業に対する市町村の理解があり、かつ連携がとれていること
3	ビジネス意識が高いものであること	ビジネスに取り組む意欲があり、習熟度が高いこと
4	事業計画全体の内容が適切なものであること	①事業目的及び課題が明確であること ②ターゲットとなる市場及び販路を想定していること ③法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
5	投資にふさわしい効果が期待することができること	①地域資源を活用する取組であること ②事業実施による地域への経済波及効果が期待できること
6	高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）の活用実績があること	

(旧)

別表第1

補助対象事業及び補助限度額への加算の要件

1 定義 省略

2 ステップアップ事業（トライアル分及び通常分）

次の(1)から(5)までのすべての要件を満たすこと。加えて、トライアル分の場合は、(6)の要件を満たすこと。

(1) 事業実施主体としての体制が整っていること。

<審査事項>

- ① 運営体制
 - ・事業の実施主体（責任主体）の明確性
- ② 地域資源の活用
 - ・ビジネス素材への地域資源の活用の可能性
- ③ 市場及び販路
 - ・ターゲットとする市場及び販路の想定

(2) 事業のサポート体制が整っていること

<審査事項>

- ① 市町村との連携
 - ・事業実施についての市町村の理解

(3) ビジネス意識が高いものであること

<審査事項>

- ① ビジネス意欲及び習熟度
 - ・ビジネスとして取り組む意欲及び熱意

(4) 事業計画全体の内容が適切なものであること

<審査事項>

- ① 事業の適正
 - ・法令、公序良俗等の見地からの事業の適正
- ② 方向性及び事業の具体性
 - ・事業の方向性と補助制度との整合性
 - ・事業目的及び課題の明確性
- ③ 将来性
 - ・地域の産業振興への貢献

(5) 投資にふさわしい効果が期待することができること

<審査事項>

- ① ステップアップの可能性及び経済波及効果への期待

(6) 高知県産業振興アドバイザー（発掘支援型）の活用実績があること

(新)

3 一般事業

(1) 通常分

①基本要件 (全て満たすこと)

	補助要件	内容
1	事業計画全体の内容が適切かつ具体的であること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②補助事業の内容及び規模と事業計画に整合性があり、かつ経費配分が適正であること ③事業に対する市町村及び地域の理解があり、かつ連携がとれていること ④具体的かつ実現可能な目標を設定していること ⑤原材料等の供給体制が確立されていること ⑥ターゲットとなる市場、販路が明らかであること ⑦事業の採算性及び将来性（成長の可能性）があること ⑧事業実施に必要な能力及び資金を有していること（実施主体が市町村である場合を除く） ⑨法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	地域資源を活用し、その付加価値を高める取組であること	ビジネスの主となる資源等へ県内の地域資源を活用し、その付加価値が向上すること
3	投資効果1.0以上の取組であること	参考様式6により算定

②経済波及効果要件 (いずれか一つ以上を満たすこと)

	補助要件	内容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内の直接雇用が1名以上あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が1名以上あること

(旧)

3 一般事業 (通常分)

(1) ①から⑥までの全ての要件を満たすこと。

① 事業実施主体としての体制が整っていること

<審査事項>

ア 運営体制

- ・事業の実施主体（責任主体）の明確性
- ・事業の体制（財務、人員体制、施設、技術・生産能力、システム等）
- ・商品づくりのノウハウ及びサービス提供の実績

② 事業のサポート体制が整っていること

<審査事項>

ア 市町村との連携

- ・事業実施についての市町村のコンセンサス

イ 地域との連携

- ・事業実施についての地域との連携体制

③ ビジネス意識が高いものであること

<審査事項>

ア ビジネス意欲及び習熟度

- ・ビジネスとして取り組む意欲及び熱意
- ・ビジネスに必要な基礎的な技術及びノウハウの習得

④ 事業計画全体の内容が適切なものであること

<審査事項>

ア 事業の適正

- ・法令、公序良俗等の見地からの事業の適正

イ 地域産業の振興

- ・地域の産業振興への貢献

ウ 将来性や成長の可能性

- ・事業の将来性及び成長の可能性

⑤ 具体的な事業計画となっていること

<審査事項>

ア 目標の設定

- ・具体的かつ実現可能な売上等の目標の設定

イ ビジネス素材の供給体制

- ・事業に必要な原材料等の供給体制及び調達先との連携体制の確立

ウ 市場・販路

- ・市場（ターゲット）の明確性

- ・具体的な販路の確保

エ 採算性

- ・事業の採算性（利益）

⑥ 補助事業としての内容が適切なものであること

<審査事項>

ア 事業規模、内容

- ・事業計画と補助申請の内容及び規模との関連及び整合

(新)

(旧)

- イ 経費配分
 - ・事業の経費配分の適正
 - ・不要な経費の有無
- (2) 投資にふさわしい効果が期待することができることとして、次の①から④まで(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、次の①から③まで)の要件のうち、いずれか2つ以上を満たすこと(③は必ず満たすこと。)
 - ① 直接雇用の発生
 - ・事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)の直接雇用の発生
 - ② 受益者効果の発生
 - ・事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)の受益者効果の発生
 - ③ 投資効果
 - ・事業計画期間内の投資効果が1.0以上
 - ④ ビジネスの主となる資源等への県内の地域資源の活用

(新)

(2) 特別分

①基本要件 (全て満たすこと)

(1) 通常分①と同様

②現状打開要件 (いずれか一つ以上を満たすこと)

補 助 要 件	
1	事業を拡大し、新商品開発又は新規顧客層への展開を図る取組
2	新たなビジネス手法の導入や仕組みづくりに向けた取組
3	新分野・新事業への進出に向けた取組

③経済波及効果要件 (いずれか一つ以上を満たすこと)

補 助 要 件	内 容
1	直接雇用の発生 事業計画期間内に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して1名以上)あること
2	受益者の発生 事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること

(旧)

4 一般事業(特別分)(企業等が実施するハード事業を除く)

3の要件に加え、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(1) 産業振興計画で目指す「現状を変えようとする取組」として、次の①から③までのいずれかを満たすこと。

- ① 地域資源の付加価値を高める取組
- ② 新たなビジネス手法の導入や仕組みづくりに向けた取組
- ③ 新分野・新事業への進出に向けた取組

(2) 地域への経済波及効果が高いと認められる取組として、次の①から③までのうち、いずれか2つ以上を満たすこと。

- ① 事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して1名以上)あること。
- ② 事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)の受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること。
- ③ ビジネスの主となる資源等に県内の地域資源が有効に活用され、その価値が高まること。

(新)

(3) 企業等通常分

①基本要件 (全て満たすこと)

(1) 通常分①と同様

②現状打開要件 (いずれか一つ以上を満たすこと)

(2) 特別分②と同様

③経済波及効果要件 (全て満たすこと)

	補助要件	内容
1	直接雇用の発生	事業計画期間内に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は常勤換算して1名以上)あること
2	受益者の発生	事業計画期間内の受益者が5名以上で、その受益が5年以上安定的に継続することが見込まれていること
3	主要原材料等の県内産割合	主要原材料等(※1)の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が80%以上であること
4	売上額の向上	売上額が5年で5%以上増加することが見込まれること。ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることを見込まれること。
5	付加価値額の向上	付加価値額(※2)が5年で5%以上の向上が見込まれること。ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5%以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。

※1 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、「商品を構成する主たる原材料等」のことをいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は、直近実績において80パーセント以上であることとする。
 ただし、県内において、主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、「商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等」の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合が直近実績において80パーセント以上であり、かつ、地域への波及効果を説明できることをもって要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

※2 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

(旧)

5 一般事業(特別分)(企業等が実施するハード事業)

3の要件に加え、次の(1)から(3)までの全てを満たすこと。

(1) 産業振興計画で目指す「現状を変えようとする取組」として、次の①から③までのいずれかを満たすこと。

- ① 地域資源の付加価値を高める取組
- ② 新たなビジネス手法の導入及び仕組みづくりに向けた取組
- ③ 新分野・新事業への進出に向けた取組

(2) 地域への経済波及効果が高いと認められる取組として、次の①及び②を満たすこと。

- ① 事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)の受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること。
- ② ビジネスの主となる資源等に県内の地域資源が有効に活用され、その価値が高まること。

(3) 連携事業者と共同して作成する連携計画書について、次の①から③までの全てを満たすこと(事業実施主体が3以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものを除く。)

- ① 連携事業者との間で、主要原材料等について、今後3年から5年までの間、安定的に取引が行われることを見込まれること。
- ② 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、付加価値額が5年で5パーセント(計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント)以上の向上が見込まれること。
 ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5パーセント(計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント)以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。

※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

③ 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、売上額が5年で5パーセント(計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント)以上増加することが見込まれること。(ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることを見込まれること。)

(4) 主要原材料等とは、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合においては、商品の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有している原材料等をいい、これらの仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は80パーセント以上とする。ただし、県内において主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。

なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。

(5) 連携計画における売上高等の増加率を算出する基準となる売上高等が当該事業計画の規模等に比して著しく大きい等のため、基準とすることが適当でない判断される場合は、(3)の②及び③の規定にかかわらず、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものと

(新)

(旧)

して取り扱うことができるものとする。
(6) (3)の②及び③並びに(4)は、連携計画書を作成する必要のない3以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものについて、準用する。

(新)

一般事業（雇用重視分） 削除

(旧)

- 6 一般事業（雇用重視分）（企業等が実施するハード事業）
- 3 (1)の要件に加え、次の(1)から(4)までの全てを満たすこと。
- (1) 投資にふさわしい効果が期待することができることとして、次の①から④まで（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、次の①から③まで）の要件のうち、①及び③を含むいずれか2つ以上を満たすこと
- ① 直接雇用の発生
 - ・事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）直接雇用の2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること。
 - ② 受益者効果の発生
 - ・事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）の受益者効果の発生
 - ③ 投資効果
 - ・事業計画期間内の投資効果が1.0以上
 - ④ ビジネスの主となる資源等への県内の地域資源の活用
- (2) 産業振興計画で目指す「現状を変えようとする取組」として、次の①から③までのいずれかを満たすこと。
- ① 地域資源の付加価値を高める取組
 - ② 新たなビジネス手法の導入及び仕組みづくりに向けた取組
 - ③ 新分野・新事業への進出に向けた取組
- (3) 地域への経済波及効果が高いと認められる取組として、次の①及び②を満たすこと。
- ① 事業計画期間内（事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと）の受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること。
 - ② ビジネスの主となる資源等に県内の地域資源が有効に活用され、その価値が高まること。
- (4) 連携事業者と共同して作成する連携計画書について、次の①から③までの全てを満たすこと（事業実施主体が2以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものを除く。）
- ① 連携事業者との間で、主要原材料等について、今後3年から5年までの間、安定的に取引が行われることが見込まれること。
 - ② 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、付加価値額が5年で5パーセント（計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント）以上の向上が見込まれること。
 - ただし、付加価値額について上記の要件を満たさない場合であっても、従業員一人当たりの付加価値額が5年で5パーセント（計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント）以上の向上が見込まれる場合には要件を満たすものとする。
 - ※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
 - ③ 事業実施主体及び連携事業者のいずれにおいても、売上額が5年で5パーセント（計画期間が4年の場合は4パーセント、3年の場合は3パーセント）以上増加することが見込まれること。（ただし、従来取り扱っていない新規の商品の生産、加工、

(新)

(旧)

- 流通、販売等を行う場合は、事業として成り立つ売上高となることを見込まれること。
- (5) 主要原材料等の仕入に係る金額又は数量の県内産物の占める割合は30パーセント以上とする。ただし、県内において主要原材料等が確保できない等やむを得ない理由があると判断される場合は、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。
- なお、農林水産物の生産、加工、流通、販売等を行う場合以外においても、これに準じて取り扱うものとする。
- (6) 連携計画における売上高等の増加率を算出する基準となる売上高等が当該事業計画の規模等に比して著しく大きい等のため、基準とすることが適当でないと判断される場合は、(4)の②及び③の規定にかかわらず、審査会の意見を踏まえ、要件を満たすものとして取り扱うことができるものとする。
- (7) (4)の②及び③並びに(5)は、連携計画書を作成する必要のない2以上の中小企業者又は生産者等で構成されると認められるものについて、準用する。

(新)

4 特別承認事業

①基本要件

	補助要件	内容
1	投資効果1.0以上の取組であること	参考様式6により算定 国等から算出方法が示されているときは、その算出方法 によって算定すること

②現状打開要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

3 一般事業（2）特別分②と同様

③経済波及効果要件（いずれか一つ以上を満たすこと）

3 一般事業（2）特別分③と同様

(旧)

7 特別承認事業

次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 産業振興計画で目指す「現状を変えようとする取組」として、次の①から③までのいずれかを満たすこと。

- ① 地域資源の付加価値を高める取組
- ② 新たなビジネス手法の導入及び仕組みづくりに向けた取組
- ③ 新分野・新事業への進出に向けた取組

(2) 地域への経済波及効果が高いと認められる取組として、次の①から③までのうち、いずれか2つ以上を満たすこと。

- ① 事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)に直接雇用が1名以上(常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して1名以上)あること。
- ② 事業計画期間内(事業計画期間内の補助金の合計額が5,000万円を超える場合は、補助金額が5,000万円以内となる期間ごと)の受益者が5名以上で、その受益が3年以上安定的に継続することが見込まれていること。
- ③ ビジネスの主となる資源等に県内の地域資源が有効に活用され、その価値が高まること。

(新)

担い手確保事業 削除

(旧)

8 担い手確保事業

(1) 研修指導体制及び研修プログラムが確立されている又は確立される見込みである等、効果的な研修を提供できる取組であると認められること。(次の①から④までの全ての要件を満たすもの)

① 事業実施主体としての体制が整っていること

<審査事項>

ア 事業の実施体制

② 地域の産業振興に貢献する取組であること

<審査事項>

ア 地域の産業振興

・地域の産業振興への貢献

イ 成果目標の設定

・実現可能な成果目標の設定

③ 具体的な事業計画となっていること

<審査事項>

ア 研修内容

・効果的な研修内容の実施（研修指導体制及び研修プログラムの確立（見込み））

イ 研修生の確保

・研修生の確保の方法

ウ 研修修了者へのサポート

④ 事業計画全体の内容が適切なものであること

<審査事項>

ア 事業規模、内容

・事業計画と補助申請の内容及び規模との関連及び整合

イ 経費配分

・事業の経費配分の適正

・不要な経費の有無

(2) 市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組であること。

(3) 研修期間が一人につき、原則3年以内であること。

(新)

5 外部人材活用支援事業

次の要件を全て満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであることと	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の経費規模、配分が適正であること ④法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
2	外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用することができる準備が整っていること	①専門人材の役割、活動内容、候補者が明確であること ②ノウハウ等の移転を受ける人材が明確であること
3	事業の飛躍的な成長を図る具体的な計画であること	①実現可能な売上等の目標を設定していること ②目標達成による効果が見込まれること
4	市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組であること又は市町村長の意見書に記載された取組であること	

(旧)

9 外部人材活用支援事業

(1) 外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用し、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組であると認められること。(次の①から④までの全ての要件を満たすもの)

① 取組の内容が適正なものであること

<審査事項>

ア 課題解決の方向性

・課題の明確性

・課題解決の方向性

イ 事業の適性

・法令、公序良俗等の見地からの取組の適正

② 外部の専門人材のノウハウ等を効果的に活用することができる準備が整っていること

<審査事項>

ア 外部の専門人材の活用

・専門人材の役割、活動内容、候補者の明確性

・専門人材のノウハウ等の移転を受ける人材の明確性

③ 事業の飛躍的な成長を図る具体的な計画となっていること

<審査事項>

ア 目標の設定

・実現可能な売上げ等の目標の設定

・目標達成による効果

④ 事業実施計画書の内容が適切なものであること

<審査事項>

ア 事業規模、内容

・取組内容及び経費の規模の適正

イ 経費配分

・事業の経費配分の適正

・不要な経費の有無

(2) 市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた取組又は市町村長の意見書に記載された取組であること。

(新)

6 地域産業課題解決支援事業
次の要件を全て満たすこと

	補 助 要 件	内 容
1	高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）からの指導を受け、それを生かした取組であること	補助事業の活用年度の前年度から起算して3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）の指導を受けた取組であること
2	事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること	①事業の現状及び課題が整理され、その解決の方向性が明確であること ②事業実施における地域との連携があること ③事業の採算性、将来性（成長の可能性）があること ④事業の経費規模、配分が適正であること ⑤法令、公序良俗等の見地から事業の適正が認められること
3	投資にふさわしい効果を期待することができること	直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果が見込まれること

(旧)

10 地域産業課題解決支援事業

次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと。

- (1) 高知県産業振興計画の地域アクションプランに位置付けられている取組を推進するためのものであって、過去3年以内に高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）から指導を受け、それを生かした取組であること。

<審査事項>

- ① 地域アクションプランとの関連
- ② 高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による指導との整合

- (2) 事業計画全体の内容が具体的かつ適切なものであること。

<審査事項>

- ① 事業実施についての地域との連携体制
- ② 地域の産業振興への貢献
- ③ 事業の将来性及び成長の可能性

- (3) 投資にふさわしい効果を期待することができること。

<審査事項>

- ① 直接雇用、受益者効果、地域資源の活用等による周辺地域への経済波及効果の発生
- ② これまでのビジネスの実績、経営状況等を踏まえた事業規模の適正及び事業の採算性

(新)

拡大再生産加算（クラスター加算） 削除

7 拠点加算

次の要件を全て満たすこと

補 助 要 件	
1	市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能（付加機能）を有する複合施設であること
2	事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること
3	事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること

(旧)

1 1 拡大再生産加算（クラスター加算）

クラスター加算の適用にあたっては、市町村等が作成するクラスタープランについて、次の全てを満たすこと。

- ①クラスターに参画する市町村や事業者等の合意のもとに作成されたものであること
- ②生産と関連業種（2業種以上）が連携するものであること
- ③新たな付加価値と雇用を生み出す取組であること（既存の取組をクラスタープランに位置づける場合は、クラスター化による規模拡大が図られること）

<審査事項>

- ①クラスタープランの実現性
- ②クラスタープランの実施による地域への経済波及効果や雇用創出効果

1 2 拠点加算

拠点加算の適用にあたっては、次の全ての条件を満たすこと。

- ①市町村が整備する販売拠点機能を有する道の駅や直販所等であって、レストラン又は加工のいずれかの機能（付加機能）を有する複合施設であること。
- ②事業実施期間内において、付加機能の売上額が3千万円以上を計画する事業であること
- ③事業実施期間内において、直接雇用が2名以上（常勤職員よりも勤務時間が短い場合は、常勤換算して2名以上）あること。

<審査事項>

上記の要件に係る取組の実現性